

重 要 事 項 說 明 書

(介護老人保健施設)

2024年4月1日現在

介護老人保健施設サービス提供にあたり、当事業所が契約上、説明及び注意していただきたい事項は下記のとおりです。

1. 本重要事項の適用期間
 2. 事業者（法人）の概要
 3. 事業所（施設）の概要
 4. サービス内容
 5. 利用料金
 6. 協力医療機関等
 7. 施設利用にあたっての留意事項
 8. 職員へ対するハラスメント
 9. 非常災害対策
 10. 感染症対策
 11. 身体拘束等の行動制限
 12. 虐待防止のための措置
 13. 個人情報の取り扱い
 14. 入所中のリスク
 15. 事故発生時の対応
 16. 要望及び苦情等の相談
 17. 医療体制の説明
 18. その他

利用者： 樣

きらり健康生活協同組合 老人保健施設にじのまち

1. 本重要事項の適用期間

本書は、利用者又は身元引受人等に説明し、同意を得て本書を当施設へ提出したのち、効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合、新たに説明し、同意を得るものとします。
(職員数の変動を除き、重要事項説明書の変更が行われない限り、) 初回利用時の同意書をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、(別表1及び介護報酬改定等に伴う利用料金等の変更)、重要事項説明書の内容変更が行われた場合は、変更の同意をもって継続利用することとします。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名 きらり健康生活協同組合

設立年月日 1982年（昭和57年）5月8日

所在地 福島県福島市野田町1丁目15番12号

電話番号 024-531-6262

代表者名 理事長 木村 公

3. 事業所（施設）の概要

（1）事業所（施設）の名称等

事業所（施設）名 老人保健施設にじのまち

開設年月日 1998年(平成10年)4月14日

所在地 福島県福島市北沢又字番匠田5番地

電話番号 024-557-7501

管理者名 施設長 遠藤 淳二

介護保険指定番号 介護老人保健施設(福島県第0750185050号)

（2）目的と運営方針

目的

介護老人保健施設サービスでは、要介護状態と認定された主として、その心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、介護保険法令に従い、施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要とする総合的な介護サービスを提供します。そのことで、利用者が能力に応じ自立した日常生活を獲得し、1日でも早く家庭生活に戻ることができるよう支援します。

運営方針

当事業所は、介護保険法の基本理念が具現されるよう、利用者の健康保持・増進に努めます。

- ①リハビリテーション等による要介護状態の軽減及び予防を重視します。
- ②在宅における自立した日常生活を重視し、支援します。
- ③保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員・勤務体制（主たる職員）

当施設では、介護老人保健施設サービスを提供するにあたって、以下の職種の職員を配置しています

①職員の人員体制

＜主な職員の配置状況＞職員の配置については指定基準を遵守しています

職名	員数	職名	員数
管理者	1	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	1 以上
医師	1 以上	管理栄養士	1 以上
看護・介護職員	34 以上	介護支援専門員	1 以上
支援相談員	1 以上	薬剤師	外部委託

＜各職種の業務内容＞

* 管理者

介護老人保健施設及び短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護サービスに携わる従業員の管理指導

* 医師

利用者の病状及び心身の状況に応じた日常の医学的対応

* 看護職員

医師の指示に基づく医療行為とサービス計画に基づく看護

* 介護職員

介護老人保健施設又は短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護サービス計画に基づく日常生活上の介護とリハビリテーション

* 支援相談員

利用者及び家族からの相談に応じ市町村と連携を図る

* 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

リハビリテーション計画の作成と個別リハビリテーション等の実施

* 管理栄養士

献立の作成、栄養指導、嗜好や残食等、利用者の食事管理

* 歯科衛生士

歯科疾患の予防、口腔衛生指導、口腔衛生改善のためのケア、摂食・嚥下機能向上訓練

* 介護支援専門員

介護老人保健施設サービス計画の作成と要介護認定及び申請の更新の援助

* 薬剤師

医師の指示に基づく調剤業務

<職員の主な勤務体制>

早番	6 : 30	~	15 : 20
日勤	8 : 45	~	17 : 35
遅番	10 : 15	~	19 : 05
夜勤	16 : 10	~	翌日 10 : 00

(4) 入所定員 100名

(介護老人保健施設及び短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護サービスを含む)

療養室 合計 42 部屋

従来型個室（トイレ有・洗面台有・ユニットバス有）	2 部屋
従来型個室（トイレ有・洗面台有・ユニットバス無）	8 部屋
従来型個室（トイレ無・洗面台有・ユニットバス無）	8 部屋
従来型個室（トイレ無・洗面台無・ユニットバス無）	2 部屋
2人部屋	4 部屋
多床室（4人部屋）	18 部屋

4. サービス内容

①施設サービス計画の立案

利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、多職種協同で施設サービス計画を立案します

②健康管理

医師及び看護職員に常に利用者の病状、心身の状況等を把握させ、適切な指導を行うとともに、必要な医療を提供します。

病状の急変が生じた場合、速やかに身元引受人等に連絡するとともに、利用者の主治医又は協力医療機関との連絡調整をおこないます。

服薬が必要な方は服薬管理をおこないます。

③食事

管理栄養士による栄養管理で、栄養とバランスの摂れた食事を提供します。

食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。

食事は、原則として食堂でおとりいただきます。

朝食時間 7時30分～8時30分

昼食時間 12時00分～13時00分

間食時間 15時00分～15時30分

夕食時間 18時00分～19時00分

④身体の清潔保持

入浴前に体調の確認をおこない、身体状況に応じて入浴又は清拭をおこないます。

寝たきり等で座位のとれない方又は車椅子の方は、機械浴にて入浴可能です。

入浴時間 男性 … 午前 女性 … 午後

⑤排泄

身体状況に応じて排泄介助をおこない、排泄の自立について、援助をおこないます。

おむつ使用の場合、必要に応じ、隨時おむつ替えをおこないます。

⑥お口の清潔保持

歯科衛生士を中心とした口腔ケアをすすめ、利用者が快適に過ごし、いつまでも安全でおいしく食べることを支援します。

⑦機能訓練・活動向上訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

理学・作業・言語療法・個別リハビリ訓練により利用者の状況に適した機能訓練・活動向上訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。

⑧相談援助サービス

ご本人やご家族等からの相談について誠意をもって可能な限り必要な援助を行います。

5. 利用料金

(1) 利用料金

『<別表1>利用料金について』及び『料金表』を参照ください。

(2) 支払いについて

利用者又は身元引受人等は（1）の利用料金に定める（利用単位ごとに計算された月ごとの料金及び

個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額) 合計金額を支払うものとします。

①支払い方法

現金又は口座振替でのお支払いが可能です。現金でのお支払い希望の方は特別な手続きはございません。口座振替ご希望の方は所定の申込用紙に必要事項を記入し、金融機関届出印を必要箇所へ捺印の上、当事業所へご提出ください（申込用紙に不備がありますと再度提出いただく場合があり、口座振替開始月が次月以降にずれる場合があります）。手続きの関係上、金融機関へは直接提出しないでください。なお、口座振替開始までには約ひと月かかります。口座振替にかかる手数料は当事業者が負担いたします。

②請求書発行及び送付又はお渡し方法

契約時に利用料金支払い方法及び送付先確認票をご記入いただきます。確認票に記載された方へ送付又はお渡しいたします。

③お支払い期間

ご利用月の請求書を翌月 10 日までに発行し、15 日頃までにお手元に届くように発送又はお渡し致します。現金でのお支払いの方は請求書を受け取り後、月末までにお支払いください。口座振替でのお支払いの方は毎月 21 日（例：1 月ご利用いただいた料金は翌月（2 月）21 日に振替となります）にご指定の口座より振替させていただきますので、前日までに残高の確認をお願いいたします。なお、土曜・日曜・祝日の場合、金融機関の翌営業日に振替となります。

④領収書発行及び送付又はお渡し方法

現金にてお支払いの方はその場で領収書を発行いたします。口座振替でのお支払いの方は口座振替の結果を確認後、領収書を発行し、次月発行の請求書とあわせて発送又はお渡しいたします。なお、領収書は各種申請等に必要な場合もございます。領収書の再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

※口座振替でお支払いの方への領収書郵送については、不備等がないように注意しておりますが、万が一、領収書がお手元に届かない場合はお手数をお掛けいたしますが、当事業所までご連絡をお願いいたします。確認後早急に発送いたします。

6. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、心身の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。但し、下記の医療機関での優先的な診療、入院治療等を保障するものではありません。また、診療、入院を義務づけるものではありません。

① 協力医療機関

名称 社会医療法人福島厚生会 福島第一病院
所在地 福島県福島市北沢又字成出16番2号
電話番号 024-557-5111

② 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称 医療法人 松北歯科クリニック
所在地 福島県福島市北沢又字外新田17-1
電話番号 024-555-3555

歯科医療機関の名称 五十嵐歯科クリニック
所在地 福島県福島市仁井田字石塚36-1
電話番号 024-545-9336

歯科医療機関の名称 はら歯科口腔外科・嚙下曾根田駅前
所在地 福島県福島市曾根田町1-18 MAXふくしま3階
電話番号 024-573-1923

7. 施設利用にあたっての留意事項

- 事故防止のため、サービス利用中は、原則お一人での外出はご遠慮下さい。
- 多額の現金や貴重品類は、事故・紛失防止のために、施設への持ち込みはご遠慮下さい。紛失、盜難が発生した場合、責任は負いかねますので、あらかじめご了承下さい。
- 施設内での火気の取扱いはご遠慮下さい。
- 施設内は禁煙です。
- 他の施設利用されている方の迷惑になることは慎んで下さい。
- 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所内の設備・備品類等に破損や紛失等の損害を与えた場

合は、原則として損害を賠償するものとします。また、施設としても万が一の場合に備えて重要事項説明書の通り損害賠償責任保険に加入しております。

○前項の場合において、当該事故発生につき施設に過失がある場合は、損害賠償の額を減額する場合があります。

○介護保険証・医療保険証の記載内容に変更があった場合、必ずご持参下さい。

○面会時間は午前9時から午後8時までです。

○感染予防並びに管理栄養士のもと栄養管理を行っておりますので、原則、飲食物の差し入れはご遠慮下さい。

○施設入所サービス利用中は、基本的に他の医療機関を受診することはできません。受診には当施設医師の判断・許可と必要書類の作成、医療機関との調整が必要となります。万一、他の医療機関を受診する事になった際の利用者付き添いは、原則家族で行うものとします。

○当施設においては、専門職育成と社会貢献の一環として各種専門職の実習生を受入れております。当施設職員の指導のもと、実習受け入れマニュアルに基づいて、実習生が利用者に対する援助活動の実践を行いますのでご了解ください。

○万が一、針刺し事故等によってスタッフに利用者様の血液・体液等暴露があり、利用者様の感染情報がない場合、その場で採血検査をさせていただくことがあります。

○当施設内で感染症等が発生した場合、面会を制限させていただくことがあります。

8. 職員へ対するハラスメント

利用者又はその家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この利用契約を終了することができる。

9. 非常災害対策

①防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等が設置されています。

②防火訓練 年2回実施しています。利用者へご協力をお願いする場合があります。

10. 感染症対策

感染症予防に関する委員会を定期的に開催し、対策等の検討を行っております。また、万一、発生した場合は、感染症対策マニュアルに基づき必要な措置を講じます。

11. 身体拘束等の行動制限

利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため等緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等による行動制限はしません。身体拘束等による行動制限をおこなう場合は、事前に利用者及び身元引受人等へ、行動制限の根拠・内容・期間について十分説明します。

12. 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護・虐待等防止のための以下の措置を講じます。

- ① 従業員に対する研修の実施
- ② 利用者及び家族からの苦情、相談窓口の整備
- ③ その他、虐待防止のために必要な措置

13. 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについてはきらり健康生活協同組合「個人情報保護法」基本方針および関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

14. 入所中のリスク

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、疾病や加齢に伴い、急激な体調の悪化（誤嚥・窒息・肺炎・皮膚剥離）・転倒等、自宅での生活においても起こりえる様々な危険性が伴うことを充分ご理解ください。

15. 事故発生時の対応

利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに保険者、身元引受人等に連絡し、誠意をもって必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が起った場合に備え、介護老人保健施設総合補償制度に加入しております。

1 6. 要望及び苦情等の相談

施設サービスにおける苦情やご相談は以下の窓口にてお受けしております。

苦情相談窓口 苦情受付担当者 支援相談員

苦情解決責任者 苦情解決責任者 事務長

受付日時 月曜日から土曜日（日曜日・国民の祝日・事業者が定めた休日は除く）

午前9時から午後5時まで

連絡先 （電話）024-557-7501

（FAX）024-557-7502

また、にじの箱（ご意見・要望・苦情箱）を事業所受付前・各階に設置しております。

【福島市】

介護保険課 （電話）024-525-6587

【福島県国民健康保険連合会】

介護福祉課 苦情相談窓口
（電話）024-528-0040

1 7. 医療体制の説明

にじのまちは医療機関ではなく、生活支援およびリハビリを提供する施設です。医療体制を整えておりますが、提供できない医療があることをご理解いただくため、下記の通り説明させていただきます。

- ① 当施設の協力医療機関は、「福島第一病院」です。
- ② 当施設では月1回以上の回診と24時間の連絡体制を確保し、健康管理及び状態変化時の対応を行います。
- ③ 当施設ロング入所中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行います。ご本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。
- ④ 当施設ロング入所中、急な病状変化に対し、血液検査やレントゲン写真撮影などの検査をし、投薬や点滴注射、酸素療法などを実施することがありますが、より積極的治療を望まれるときは他医療機関と連携し、ご紹介いたします。
- ⑤ 医師の指示のもと、介護職員が下記の行為を実施することがあります。
(皮膚への軟膏塗布 湿布貼付 点眼薬の点眼 一包化された内服薬内服の介助 坐薬挿入 吸入など薬剤使用の介助等)

- ⑥ 利用者の状態の変化に伴う緊急時の対応（他の医療機関への受診、入院など）は看護師等が医師と連絡をとり、医師の指示のもと対応いたします。その際、ご家族様に緊急のご連絡をする為に、複数の連絡先をお示しください。
- ⑦ 当施設は、医師より「病状の改善が望めないと判断された場合」「延命治療など積極的に望まない場合」等、ご相談の上『看取り介護』を行う体制を整えております。

18. その他

事業者及び事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

本証2通を作成し、利用者・事業所が署名して1通ずつ保有します。

年 月 日

[事業所]

当事業所は、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容および重要事項を説明いたしました。

事業所住所 福島県福島市北沢又字番匠田5番地

事業所名称 老人保健施設にじのまち

説明者 氏名.....

[利用者]

私は、サービス内容および重要事項について、文書に基づいて事業所から説明を受け、その内容を確認、理解したので同意いたします。

利用者

住所.....

氏名.....

身元引受人又は後見人

住所.....

氏名.....

(利用者との関係.....)

